

福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

◎加算の取得状況：福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

○やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供